

紙折機を寄贈いただきました

古町の兄玉^{まさし}仁様から自動紙折機1台を寄贈いただきました。
これまで、ご自身の経営する会社で使っていたもので、更新に合わせて寄贈していただいたものです。各種資料、配布物等に活用させていただきます。ありがとうございました。



「2015就職ガイダンス in 佐久平」開催のお知らせ

小諸職業安定協会では、2016年3月大学・短大・専門学校等卒業予定者、2015年3月大学・短大・専門学校等卒業予定者で求職中の方及びU・Iターン就職希望者の方を対象とした就職面接会を開催いたします。

- 日 時 3月12日(木)
開始 午後1時30分～午後4時30分まで (受付午後1時から)
- 場 所 小諸グランドキャッスルホテル
小諸市古城1-1-5 電話 0267 (22) 8000

当日は、佐久・南佐久・小諸・北佐久郡の企業45社が参加します。
参加企業一覧は役場窓口にあるチラシをご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 小諸職業安定協会 事務局 電話 0267 (22) 3355

督促手続は書類の審査だけで、費用も安い裁判手続です！

- ・商品売り渡したのに代金を払ってくれない。
- ・マンションの管理費を払ってくれない。
- ・知り合いに貸したお金が返ってこない。

- 相手方が支払う理由を分かっているはずなのに支払ってくれない、だれにでも起こり得る金銭トラブル。あなたならどうしますか。

簡易裁判所



(全国438か所)

簡易裁判所では、このようなお金にまつわるトラブル解決方法の一つに、**督促手続**を用意しています。

ポイント

- ・申立てに必要な手数料は民事訴訟の半額です。
- ・審理のために裁判所に来る必要も、証拠書類を提出する必要もありません。

※督促手続についてもっと詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページから「民事事件」ページの「支払督促」ページ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_13/index.html) を御覧ください。

なお、繰り返し支払督促の申立てをされるという方は、督促手続オンラインシステムのウェブサイト (<http://www.tokuon.courts.go.jp/>) も御覧ください。